

## 第 2 節 医療圏の設定と基準病床数

### 1 医療圏の設定

#### ( 1 ) 医療圏設定の基本的考え方

人口の高齢化、疾病構造の変化、生活水準の向上等に伴い、県民の保健医療サービスに対する需要は増大かつ多様化しています。

さらに、これらの需要は人口や交通事情等地域の特性によって異なり、医療施設や医療従事者等の医療資源に地域的な偏在もみられます。

全ての県民が適切な保健医療サービスの機会に恵まれる体制を整備するためには、効率的な保健医療活動が行われるうえで基準となる単位地域の設定が必要になります。

このため、日常生活における保健医療から特殊専門的な医療に至る、それぞれの機能に対応した単位地域として医療圏を設定するものです。

ただし、医療圏の設定は、県民の医療機関選択の自由や県民への保健医療サービスの提供を制限するものではありません。

#### ( 2 ) 医療圏の区分

##### ・一次医療圏

日常の健康相談や健康管理等の保健サービスなど、一般的な疾病の診断・治療の医療需要に対応するために設定する区域であり、原則として市町村を単位とする区域とします。

##### ・二次医療圏

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 10 号に規定されている区域であり、病院における一般的な入院医療需要に対応し、健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療提供体制の整備を進める区域として設定します。

# 山梨県における二次医療圏



医療圏名	構成市町村			
中北医療圏 ( 6 市 1 町 )	甲府市	斐崎市	南アルプス市	北杜市
	甲斐市	中央市	昭和町	
峡東医療圏 ( 3 市 )	山梨市	笛吹市	甲州市	
峡南医療圏 ( 6 町 )	市川三郷町	増穂町	鰍沢町	早川町
	身延町	南部町		
富士・東部医療圏 ( 4 市 2 町 6 村 )	富士吉田市	都留市	大月市	上野原市
	道志村	西桂町	忍野村	山中湖村
	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村

### 三次医療圏

高度で特殊、専門的な診断・治療を必要とする医療需要に対応するために設定する区域であり、県全域を単位とします。

## 2 基準病床数

病床種別	医療圏別		基準病床数	既存病床数
一般病床 療養病床	二次医療圏	中北	4,036	4,971
		峡東	1,931	2,258
		峡南	471	555
		富士・東部	1,035	1,218
	合計		7,473	9,002
精神病床	三次医療圏	県全域	1,980	2,468
結核病床			22	94
感染症病床			20	28

(既存病床数：平成 19 年 12 月 1 日現在)

医療法第 7 条第 3 項の規定に基づき、一般病床を新たに設けようとする場合又は一般病床を増床しようとする場合に、都道府県知事の許可を受ける必要のない診療所は次のとおりです。

- 1 在宅療養支援診療所等、地域において必要とされる在宅医療の機能を有する診療所
- 2 へき地に設置される診療所  
へき地 「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」
- 3 小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所